西九州自動車道 松浦佐々道路トンネル 技術検討委員会 規約

(設置)

第1条 西九州自動車道 松浦佐々道路トンネル技術検討委員会(以下、「委員会」という。)は、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所が設置する。

(目 的)

第2条 委員会は、松浦佐々道路事業におけるトンネル設計・施工等 全般に関する技術的な検討を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は以下について検討を行う。

- (1) トンネルの設計に関する事項
- (2) トンネルの施工に関する事項
- (3) トンネルの構造に関する事項
- (4) その他必要な事項

(委員会の運営)

- 第4条 委員会には委員長を置き、委員会は、委員長が招集する。
 - 2 委員長は、事務局が推薦し、委員の了承を得て決定する。
 - 3 委員は、別紙1のとおりとする。
 - 4 委員長は、委員に諮った上で、委員の変更または追加を行う ことができる。
 - 5 委員長は、必要に応じ、会議へのオブザーバの出席を求める ことができる。
 - 6 委員長が職務を遂行できない場合は、予め委員長が指名する 委員がその職務を代理する。

(中立性)

第5条 委員長、委員(以下「委員等」という)は、委員会の設置目的に照らし、公正中立な立場から審議等にあたらなければならない。

(守秘義務)

第6条 委員等は、審議で知り得た内容について、委員会の許可無く 第三者に漏らしてはならない。また、委員等の職を退いた後も 同様とする。

(委員の任期)

第7条 委員等の任期は、第3条に定める事項が終了するまでとする。

(委員会の公開)

第8条 原則非公開とする。

(事務局)

第9条 事務局は、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所工 務課に置く。

(その他)

第10条 本規約に定めのない事項等は、委員に諮った上で、委員長 が決定するものとする。

附則

この規約は、令和5年1月26日から施行する。

西九州自動車道 松浦佐々道路トンネル技術検討委員会 名簿

	氏 名	所属・役職等
委員	蒋宇静	長崎大学大学院 教授
委員	いきご のぶはる 砂金 伸治	東京都立大学 都市環境学部 都市基盤環境学科 教授
委員	くさかあつし日下教	土木研究所 道路技術研究グループ 上席研究員
委員	大我 正隆	長崎県 土木部 道路建設課長
委員	まじわら ふみたけ 藤原 史武	国土交通省 九州地方整備局 道路部 道路工事課長
委員	かない ひとし 会井 仁志	国道交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所長

(敬称略)